

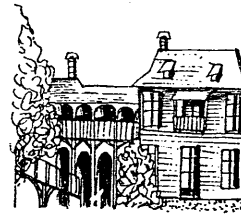
子に対する直接的及び間接的費用の補償がふくまれる。税制改正によると、家族の収入には無関係に新しい児童手当として、第1子については0から50マルクに、第2子は25から70マルクに、第3子以降については60~70から90マルクにとそれぞれ増額されることになる。これと共に公務員の児童手当は廃止され

る。この結果現在50億マルクの児童手当の費用は1974年1月1日から143億マルクに増え、現行規定で1974年まで続く総費用に対する増加支出は40億マルクに達する。

Die Welt, 15 Juni, 1972.

(安積鋭二 国立国会図書館)

疾病保険改善に関する提案



(西ドイツ)

6月22日連邦議会では与党と野党から社会政策上重要な法案が提出された。

これは両親が働いていて子供が病気をし、看護する者が他にいない場合、疾病証払い戻し制（わが国の健康保険証に当る疾病証を利用しない場合の払いもどし）を廃止する、入院の際の保険料全額払込みを止める、及び賃金調整を疾病手当の額まで行なう、とするものであ

る。

野党案によると、介護にあたる家族、通常は妻で母である者に対し、家庭内での看護のため収入がない場合、介護手当を疾病手当の額で疾病金庫に、原則として6週間以内、申し出ることができるとするものである。

与党案は1973年1月1日を目途にしており、

(1) 8歳以下の子または障害児をもつ被保

険者が、入院または治療のため家計を継続し得ないときは、家計扶助またはそのための費用の給付が行なわれる。

(2) 8歳未満の病気の子を扶養しなければならない被保険者は、5日以内で疾病金庫から賃金調整として疾病手当を受ける。雇用主はこの期間賃金を支払うことなく労働から解放しなければならない。

(3) 病院看護のための保険料払いこみの期限は廃止する。この結果被保険者、年金受給者、被保険者扶養家族は無期限の病院看護を受ける権利をもつ。

与党案によると、この疾病保険給付改善は疾病証を利用しない場合10マルクの払い戻しの制度を廃止することで賄われる。この払い戻し制は実験的なもので、疾病金庫はこのため毎年3億マルク以上を負担していたものであった。

Die Welt, 23 Juni, 1972.

(安積鋭二 国立国会図書館)